

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年12月25日

米国短期ハイ・イールド債券オープン

追加型投信/海外/債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 03-3516-1300

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-------------|--------|-------------------|------------------------------|------|--------|----------------------|-------|
| 単位型・ 追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券 社債)) | 年2回 | 北米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資 本 金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:18,986億円

(資本金、純資産総額は2025年9月末現在)

- この目論見書により行う米国短期ハイ・イールド債券オープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月24日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年12月25日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 以下の投資信託証券への投資を通じて、主に米国企業の発行する米ドル建ての短期ハイ・イールド債券（以下、「ハイ・イールド債券」といいます。）に実質的に投資を行います。

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド円建てシェア・クラス（ヘッジなし）
〈運用会社〉 ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
- 日本マネー・マザーファンド



ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーについて

ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、ニューヨーク証券取引所に上場しているヴォヤ・ファイナンシャル傘下の資産運用会社です。機関投資家、保険会社、確定拠出年金、リテールのお客様などに対し、株式・債券の他、マルチアセット、オルタナティブなど多様な商品を提供しています。

2 投資にあたっては、ハイ・イールド債券を中心に投資し、価格変動リスクと信用リスクの低減に重点を置きポートフォリオを構築します。ポートフォリオのデュレーションは、原則として1年半～2年程度とすることを目標とします。なお、バンク・ローンに投資する場合があります。



バンク・ローンとは

銀行などの金融機関が、事業拡大などのために資金調達を希望する企業などに対して行う融資（ローン）を指します。

3 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド円建てシェア・クラス（ヘッジなし）の組入比率は、高位に保つことを基本とします。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

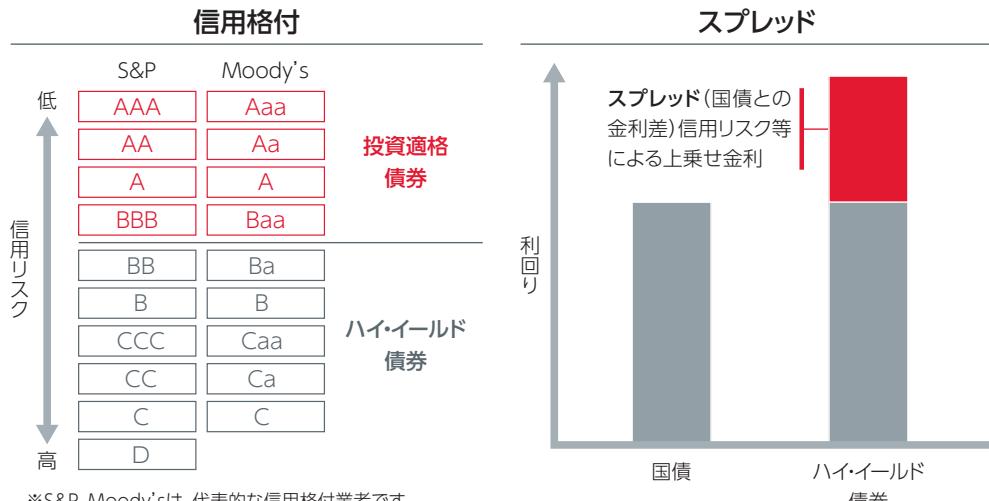
○
手数料等



ハイ・イールド債券(高利回り社債)とは

一般に、信用格付が低い(BB格相当以下(S&P社表記))社債を指します。

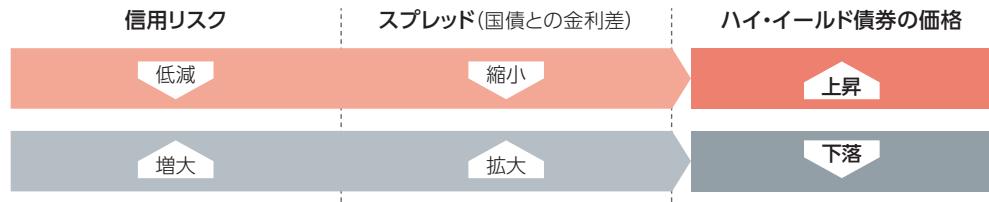
投資適格債券と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等、信用リスクが高くなります。一方、信用リスクが高い反面、満期償還までの期間が同じ投資適格債券と比べて、一般に高い利回りで発行・取引されています。



※S&P、Moody'sは、代表的な信用格付業者です。

信用度の変化と債券価格変動のイメージ

一般に、発行体の信用リスクが低減した場合、国債との金利差は縮小し、ハイ・イールド債券の価格上昇要因となります。一方、発行体の信用リスクが増大した場合、国債との金利差は拡大し、ハイ・イールド債券の価格下落要因となります。



※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。



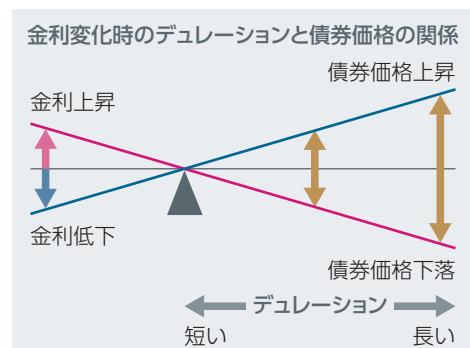
デュレーションとは

デュレーションは、金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが大きくなります。また、対象債券のクーポンが同じであれば、残存期間が長いほどデュレーションは長くなります。

一般に、償還までの残存期間が短いほど、デュレーションは短くなります。

デュレーションが短いほど、金利が変動した場合の債券価格の変動は小さくなります。

(注)右図は金利、デュレーションと債券価格の関係を示したイメージ図です。



ファンドの
目的・特色

投資
リスク

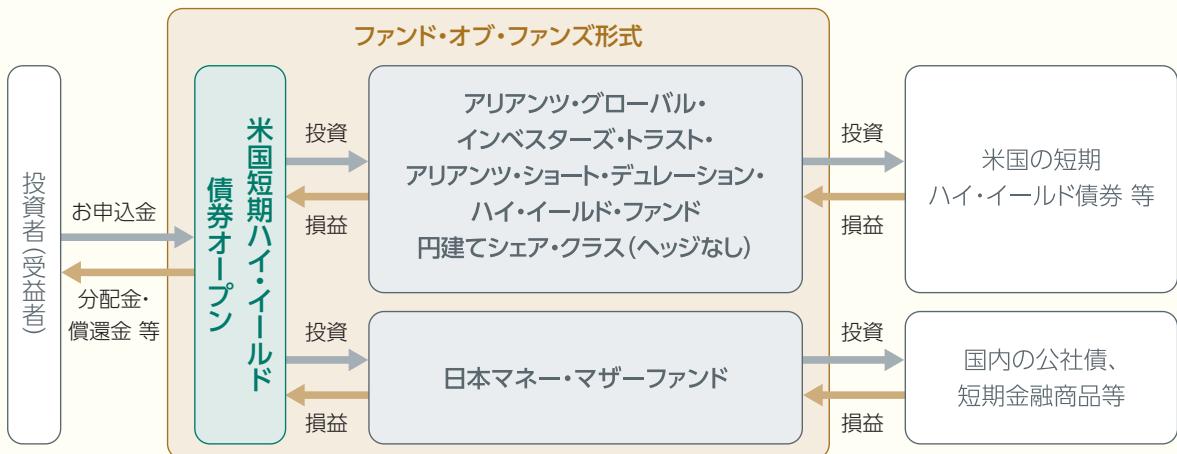
運用実績

手続・
手数料等

● ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



● 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

● 分配方針

毎年3月25日および9月25日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

●追加的記載事項

投資信託証券の概要

| アリアンツ・グローバル・インベスタートス・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド円建てシェア・クラス(ヘッジなし) | |
|--|---|
| 運用会社 | ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー |
| ファンドの形態 | ケイマン籍円建て外国投資信託 |
| 主な投資対象 | 米国企業の発行する米ドル建の短期高利回り社債(償還期限概ね5年以下)およびバンク・ローン(償還期限概ね6年以下) |
| 基本方針 | 主に米国短期社債等に投資し、安定したインカム・ゲインの獲得と中長期的なファンド資産の成長を目指します。 |
| 運用方法 | <p>①主に米国の米ドル建の短期高利回り社債への投資を通じて、安定的なインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②米国企業の米ドル建のバンク・ローンにも上限20%まで投資を行うことがあります。</p> <p>ファンドは、投資適格級未満(Ba1/BB+以下)の米国短期高利回り社債等を中心に投資対象とし、相対的に低い価格変動性(リスク)と資産保全(トータル・リターン)を確保することを目指します。インカム収益の獲得と同時に、発行体の倒産や債務不履行の発生リスクおよび金利上昇リスクの抑制を目指した運用を行います。</p> |
| 投資制限 | <p>①株式への投資は、株式への転換条項の付いた債券から転換された株式への投資に限ります。</p> <p>②投資信託証券への投資は行いません。</p> <p>③資金借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>④バンク・ローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑤デリバティブは使用しません。</p> <p>⑥空売りは行いません。</p> |
| 信託報酬等 | 運用報酬:純資産総額×年率0.34% 管理・保管報酬:純資産総額×年率0.1% |

日本マネー・マザーファンド

| | |
|--------|--|
| 委託会社 | SBI岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 基本方針 | 安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>①わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。</p> <p>②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2格相当)以上の格付を得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 主な投資制限 | <p>①株式への投資は行いません。</p> <p>②外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>③デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> |
| 信託報酬 | ありません。 |

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、米国のハイ・イールド債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。ハイ・イールド債券等の信用格付の低い債券は、信用格付の高い債券と比較して、発行体の信用状況等の悪化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。ハイ・イールド債券の価格は、金利の変動や経済環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないと、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

● その他の変動要因

カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、2020年10月末を10,000として指数化しております。

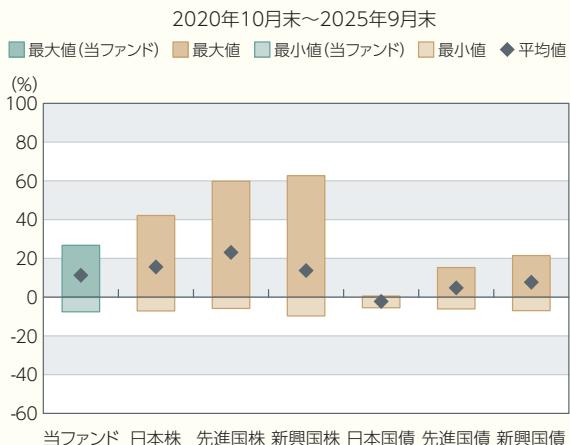
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

*年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



| (%) | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|
| 最大値 | 26.8 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 0.6 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 | △7.6 | △7.1 | △5.8 | △9.7 | △5.5 | △6.1 | △7.0 |
| 平均値 | 11.3 | 15.6 | 23.1 | 13.7 | △2.2 | 4.8 | 7.7 |

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

●基準価額・純資産の推移



●分配金の推移

| | |
|----------|--------|
| 2025年 9月 | 180円 |
| 2025年 3月 | 180円 |
| 2024年 9月 | 180円 |
| 2024年 3月 | 180円 |
| 2023年 9月 | 180円 |
| 設定来累計 | 4,320円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

組入ファンド

| ファンド名 | 純資産比率 |
|--|--------|
| アリアンツ・グローバル・インベスタートス・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド円建てシェア・クラス(ヘッジなし) | 96.87% |
| 日本マネー・マザーファンド | 0.25% |

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

アリアンツ・グローバル・インベスタートス・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド

| 銘柄名 | 償還日 | 利率 | 種別 | 純資産比率 |
|-------------------------------|------------|--------|----------|-------|
| Asurion | 2028/02/03 | — | バンク・ローン | 2.4% |
| シールドエアー | 2028/02/01 | 6.125% | ハイ・イールド債 | 2.2% |
| ION Trading Technologies Sarl | 2029/05/30 | 9.500% | ハイ・イールド債 | 2.1% |
| CVRエナジー | 2029/01/15 | 8.500% | ハイ・イールド債 | 2.0% |
| MGMリゾーツ・インターナショナル | 2029/09/15 | 6.125% | ハイ・イールド債 | 2.0% |
| アメリカス | 2028/06/01 | 9.375% | ハイ・イールド債 | 1.9% |
| Excelerate Energy | 2030/05/15 | 8.000% | ハイ・イールド債 | 1.9% |
| Freedom Mortgage Holdings LLC | 2029/02/01 | 9.250% | ハイ・イールド債 | 1.9% |
| ビスタジェット・マルタ・ファイナンス | 2027/05/01 | 7.875% | ハイ・イールド債 | 1.8% |
| ユニビジョン・コミュニケーションズ | 2028/08/15 | 8.000% | ハイ・イールド債 | 1.8% |

※比率は、アリアンツ・グローバル・インベスタートス・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド円建てシェア・クラス(ヘッジなし)のマスターファンドであるアリアンツ・グローバル・インベスタートス・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンドの純資産総額に対する評価額の比率です。

※バンク・ローンの利率は変動する場合があるため、「—」で表示しています。

※ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から9月末までの收益率を示しています。

※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

■ お申込みメモ

| | | |
|----------|-------------------|--|
| 購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| 換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 |
| お申込みについて | 申込締切時間 | 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 |
| | 購入の申込期間 | 2025年12月25日から2026年6月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。 |
| | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金申込不可日 | 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ダブリンの銀行の休業日 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 |



ファンドの目的・特色



投資リスク



運用実績



手続・手数料等

手続・手数料等



その他

| | | |
|------|---|---|
| | 信託期間 | 2045年9月21日まで(2013年9月17日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。 |
| | 繰上償還 | 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 |
| | 決算日 | 毎年3月25日および9月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 |
| | 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp |
| | 運用報告書 | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年9月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 | |



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|---------|--|--|
| 購入時手数料 | 購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.85%(税抜3.5%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。 | ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 |
| 信託財産留保額 | 1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.20% | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | |
|------------------|------|--|-------------|--|--|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | 純資産総額×年率1.353%(税抜1.23%) | | | | |
| | | 委託会社 | 年率0.50%(税抜) | 委託した資金の運用の対価です。 | | |
| | | 販売会社 | 年率0.70%(税抜) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | |
| | | 受託会社 | 年率0.03%(税抜) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | | アリアンツ・グローバル・インベスターーズ・トラスト・アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド円建てシェア・クラス(ヘッジなし) 運用報酬:純資産総額×年率0.34% 管理・保管報酬:純資産総額×年率0.1% | | | | |
| 実質的な負担 | | 純資産総額×年率1.793%程度 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。 | | | | |
| その他費用・手数料 | | 監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用等を間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 | | | | |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



ファンドの目的・特色



投資リスク



運用実績



手続・手数料等



購入時

購入時手数料

販売会社に直接お支払いする費用



保有期間中

運用管理費用(信託報酬)
その他費用・手数料

投資信託財産から間接的に負担する費用



換金時

信託財産留保額

換金代金から控除し投資信託財産に留保する費用

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等
に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、
一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから
生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法
上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該
当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上
記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金に関する記載は、2025年9月末現在の情報に基づくも
のです。税法が改正された場合には変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確
認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年3月26日～2025年9月25日)の総経費率(年率)

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.84% | 1.35% | 0.49% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手
続
・
手
数
料
等

MEMO

